

第三十回国会
衆議院
内閣委員會議
録
第十三号

昭和三十四年三月三日(火曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事平井 義一君

理事前田 正男君 理事飛鳥田一雄君

理事受田 新吉君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義照君 田村 元君

橋本 正之君 西久保重光君

石山 權作君 中原 健次君

八木 昇君

出席政府委員

總理府總務副長 佐藤 朝生君

人事院事務官 瀧本 忠男君

(給与局長) 防衛庁参事官 山本 幸雄君

(人事局長) 大蔵事務官 石野 信一君

(大臣官房長) 大蔵事務官 (主計局給与課長) 岸本 晋君

大蔵事務官 (理財局長) 正示啓次郎君

委員外の出席者

専門 員 安倍 三郎君

二月二十八日

委員柳田秀一君辭任につき、その補

欠として成田知巳君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員成田知巳君辭任につき、その補

欠として柳田秀一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

一般職の職員給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出
第四八号)

特別職の職員給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出
第五四号)

防衛庁職員給与法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一五〇号)

自治庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二六号)

經濟企画庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第七二号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七二号)

○内海委員長 これより會議を開きま
す。

經濟企画庁設置法の一部を改正する
法律案、大蔵省設置法の一部を改正す
る法律案及び自治庁設置法の一部を改
正する法律の各案を一括議題とし、質
疑を許します。石山權作君。

○石山委員 大蔵省関係でございま
す。特に私の問題が起きた当時大蔵
委員でありまして、紙幣をば硬貨にか
える問題についての大蔵当局のいろい
ろな答弁の中で、紙幣よりも硬貨が國
家財政上から見て非常に有利である、
こういう御説明がありました。反面ま
た当時つまた生産者が非常に不遇な
中で、國のお約束のために無理をし
てつまた生産に尽したという経緯が
あります。そうした場合に、もし簡単に

紙幣から硬貨に、國家の財政上有利
だ、通貨政策上有利だという建前で、
すぐそういうふうな政策を変更すると
すれば、言うところの民生安定に非常
に影響するところが多いのではない
か。その場合いろいろ論議した結果、
大蔵省でもその点を了解いたしまし
て、つまた業者が不利にならないよ
うに、つまた業者の言い分を相当聞
き入れられるような立場で問題を進展
していくというので委員会を設置す
る、こういう建前で硬貨をば鑄造す
ることを了解したという経緯がござい
ます。最近聞くところによりますと、そ
の当時の論議が少しく薄れまして、そ
うしてつまた業者への考え方が希薄
になり、意見が小さく取り上げら
れるような格好がだんだん出てき
た、こういうのが私たちの聞く評判な
のであります。それでございまして、当時
紙幣、硬貨の問題を大論争して、た
びたびの問題が引つ込まれたり出た
りした経緯等を考えてみても、私はふ
に落ちない点がありますので、大蔵当
局の当時の状況から見て現在どうい
うふうにして委員会を運営しているか、
それからまた今後どういふふうなやり
方でつまた業者の声をば聞きとめて
やるかというふうなことを聞かしてい
ただきたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げま
す。ただいま石山委員の御指摘は、臨時
補助貨幣の一部を改正する法律を御審
議いただきましたときに、大蔵委員会
で御議論のありました補助貨幣の一部
を硬貨にかえる問題につきましては、
従来硬貨に相当するいわゆる日本銀行
券のために使いますところのみつまた
の数量がどうなるかというふうな点に
つきまして、たびたび御議論がありま
して、結論として申し上げますと、こ
れについては特別の対策を講ずるとい
うことで閣議決定がなされたのであり
ます。その趣旨を今もなお尊重してお
るかどうか、こういう御趣旨のように
拝聴いたしましたのであります。この点
は全く御趣旨を尊重してすることに
おきましては、御承知のように五千円
あるいは一万円というふうな高額紙幣
がすでに流通を見ておるわけでござ
います。これらは以前から考えてお
つたこととございまして、現実には日
を見たのはまさにその後のことと
ございまして、これらに使用いたしま
すところのみつまたのことを考えます
れば、私は事態はまさに当時よりも一
つまたのために有利に展開してお
るのではないかと、これも申し上げて
差しつかえないと思ひます。その
のみならず私もいたしましては、
当時の国会の御審議の趣旨はもとより
尊重いたしておるわけでございませ
ん。今回大蔵省設置法の改正案を御審
議いただいておりますが、その際にお
きましては、印刷局におきま
するみつまた幣給協議会、これの取扱
いにつきましては省をあげまして、こ
れは非常に慎重に検討いたしましたわ
けでございまして、その性質にかんが

て法律には規定をいたしません、し
かしながら事実上この協議の場を持
まして生産者の御意向を十分体し、そ
れからまた関係各省、学識経験者の方
からなる公平なる判断に基きまして、
みつまたの購入につきましては行政に
そこを来たしませんようにやつて参る
という考え方において、一そうその趣
旨を尊重して参りたいと考えておる次
第でございまして。

○石山委員 局長の説明を聞いて大体
了解できるわけですが、日本銀行の
經濟規模と通貨量、それに伴うところ
の硬貨、大型紙幣化、これは免れ得
ない、一つの調整であるだろうと思ひ
ます。それだけ大蔵当局としては、み
つまた業者に対して手おくれにならない
ように、既得権を十分守るような態
勢になつていかないと、いわゆる通貨
の大型化、硬貨化によつて、そういう
ふうに押し込められるような態勢にな
つておるわけですか。みつまた業者自
体が、そういう經濟上の岐路に立つて
おる。がんばつてもがんばつても押し
込められていく態勢に立つておるわけ
です。ですからあなた方よく注意した
ような感じであつても、それは多分
手ばかりが出てくるという情勢下にあ
るの、みつまた業者の今の立場だと
思ひます。あなたのおっしゃること
は私は了解できますが、より以上に今
の通貨の態勢に際して注意をしてい
ただいて、われわれがあんなに議論も
して委員会を作つた趣旨からそれな

うにしていたきたい。私はこれで終ります。

○内海委員長 次に一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を許します。

受田新吉君。

○受田委員　政府の公務員の給与政策におきまして、かねてから私個人からもしばしば指摘申し上げてあることでありますが、公務員制度と給与という関連から、とかく一般職と特別職の間に給与上の無統制を發揮している点があるわけです。これは最近において一そりそりの感を強くしておるわけです。

〔委員長退席、高瀬委員長代理着席〕

たとへば今回、裁判官及び檢察官の俸給につきまして、単独改正案が法務委員会に出ておる。それを見ましても検事と判事の等級制を一本にする対策ができておる。これは一般職の一等級、二等級、三等級というような場合に、判事、検事はどれに当るかというような問題とも関連してくると思うのであります。大體一般職と特別職との俸給の調整という、各省がセクト主義で、それぞれの役所に關係した公務員の待遇改善に独断で狂奔するというふうなことがあつてはならないと思うのですけれども、そういう問題についての政府のその後における努力された結果、及び現在の考へ方というものを指示し願いたいと思います。

○佐藤(朝)政府委員　ただいま受田委

員から一般職と特別職の給与に關連して御質問がございました。御承知の通り現在一般職につきましては公務員制度調査室で所管いたしております。また特別職につきましては各省あるいは大蔵省において所管いたしております。これらの調整につきましては、次官會議あるいは閣議等で調整いたしておりますが、われわれの公務員制度改革の一環として考えておりますことは、行政審議會の答申にもありますように、一般職と特別職を通じて、この給与の調整に對しまして、総理府に人事局ないし公務員局というものを設けて、これらの給与の調整をはかりたいということでありますが、その点についてはまだ関係各省との見解が統一できませんので、この国会へ提出できない状態でございます。

○受田委員 公務員局あるいは人事局のようなものを作つて、そつした無統制をまとめたいと言われておるようですが、それができなければ一般職、特別職の給与の調整、統一ある給与政策というものは不可能だ、かように了解してよろしゅうございますか。

○佐藤(朝)政府委員　ただいま申し
げましたのはわれわれの考えておりま
す考えでございますが、現在におきま
してもその間に意見の相違がございま
したら、各省の間で打ち合せて調整す
る方針であります。

○受田委員 次官会議などで話し合いをする、次官会議などではそれぞれの役所の主張をなるべく尊重するといふようなことに自然なつてくるので、なかなかかきちんとした統制がとれないののだ、かように心得てよろしゅうございませうか。

○佐藤(朝)政府委員 それは次官會議で統制と申しますか、最高は閣議で統制することになると思いますので、その点調整ができないことはないと思います。

○受田委員 行政審議会の答申等にも
 そういう問題の意見が出ておる、こう
 いうようないろいろな関係機関からも
 注意を受けておる、政府として次官会
 議で一応話し合いをして最終的に閣議
 できめるといふときに、そのでこぼ
 こを正す道がある、こういふことであ
 るならば、なぜでこぼこができるので
 しょうか、お答えをいただきたいので
 す。

○佐藤(朝)政府委員　でこぼこがあるというお話でございますが、われわれは現在非常に実行に困るようなでこぼこはないと考えております。

○受田委員 たとえば防衛庁の職員といわゆる参事官、一般職の公務員でいう一等級、二等級に当る人々は、一般職の役所と同じ文官の仕事をしているのだし、別に今のような立場の職員は、自衛官であるわけじゃない。そうする

いう役所も、一般の役所も、そういう意味で給与に違つた適用を受けるようなことがあつては私ほならないと思う。防衛庁は防衛庁できちんと、一般文官と同じにしておけばいいわけです。なぜ、そういうような該当する俸給表がないので實際は高いところに持つていく、それからまた大蔵省に帰つたらまたの低いところになるといふ形になるのでしょうか。これは一本にしておけばいいのじゃないですか、どうでしょうか。

職員と一般公務員との給与の差異についてお話がございましたが、私どものは防衛庁承知しておりますところでは、防衛庁は防衛庁のいろいろな事情によりまして、防衛庁独自の給与体系を立てております。このために給与体系が必ずしも同一ではないので、ただいまお話のようになります。大蔵省から防衛庁に行かれた人がその給与額について差異が生ずるということがあると思いますが、それによりまして給与の不統一になつていゝると思わないのでございます。

○受田委員 これは非常に変な提案です。給与の不統一ですよ。不統一だから、同じ等級の同じ俸給金額がきまつていないわけなんです。ずれていくわけです。これは統一が乱れたのではない、全く同じだということになるのでございいますか。

○佐藤(新)政府委員 それは全く同一であるとして上げたわけではございませんで、防衛庁は防衛庁の職員としてそれにふさわしい給与体系を作っております関係上、そういう結果になっておるのではないかと思います。

○受田委員 私はその特殊事情があれ

○受田委員 和はその業務専任のため

は、そこを適當に狹窄の條絡表に直してもいいのだということが、いわゆる給与の不統一を來たす原因だと思ふ。防衛庁の職員で自衛官は勤務狀況が違ふ、これは私も認めます。しかしながら、これは私も認めます。しかしながら、

一般職の空位職員については、それと各々の職員とどこに相違点があるかといふことに ついては、これは問題があるわけですね。自衛官である職員の場合分けですと、私は申し上げておる。防衛庁の職員の中の一一般文官の俸給表は一般職の行政職(一)を適用する、こういう形に適用しては行かぬ。差をつけ

でない。そういうことについて閣議でどういう話し合いがされたのか、総理府の外局が防衛庁ですか、総理府幹務長官は防衛庁その他の外局の連絡調整の任に当られるわけですね。指揮監督権はないけれども、サービス役として、こつとつくる土庫となる役所

○岸本政府委員 防衛庁の職員の給与体系、特に参事官の方々は一般と違わないのに特殊な給与体系をとつておる、これは御指摘の通りであります。

これは私もできまして当時の経緯を伺つたところによりまして、参事官といふものは自衛官そのものじゃない、しかしこれと直結した上の事務をやつております。そこに勤務時間の不定とか、いろいろな要素がございます。そういう意味で、超過勤務手当制度というものを設けないでこれを俸給の中に織り込む、これは自衛官についても同じことをやっております。そういう形での俸給表が最初にできたということでございます。それがその後いろいろ給与体系が複雑になり分化して参りました今日、一体どういう形をとつたのかという問題は、確かに御指摘の通りの問題があるかと思ひます。

この点につきましては、この制度の第一次の主管はあくまでも防衛庁でございます。防衛庁としてのものの方でございます。防衛庁も将来なお確かめた上で、この問題は御返答いたしたいと思ひます。

○受田委員 防衛庁の山本人事局長、御苦労ですがあなたの御見解を……。

○山本(幸)政府委員 防衛庁の職員が自衛官と自衛官でない者、こういふふうに分れておりますことは御承知の通りでございますが、防衛庁の職員の大勢を占めるものは自衛官でありまして、これらをつくるためましてたゞいま特別職になつておるわけでありまして、この大部分を占めておる自衛官といふものの職責あるいは勤務態度、そういったものに着目をしていなければならぬといふ必要性が一つあるわけ

でございます。これに若干のシビリアンが入つておるといふ格好になつておるわけでありまして、それらなるべく全体の組織といたしまして一元的な人事管理を行つていくことが、やはり全体の人事管理に必要である。またたゞいま大蔵省からお話ございましたように、自衛官の職責といふものが、超過勤務その他の関係が、一般公務員とすこぶる違つておるといふ特殊性があります。そういう関係から、これが防衛庁職員全体を特別職といたしておるわけでございますが、本質的な違いといふものは、行動時の勤務態度といふものが相当問題になるわけでありまして、平時におきましてもそういうふうな訓練をどうしてやつていくかといふことになりまして、やはり行動時の勤務態度を考へてやらなければならぬ。かたがた本質的には、やはり人事服務規制といふものが一般職と相違点がある。従つてこれらをつくるために人事管理をしていくといふ必要性、それから現実の自衛官の活動といふものと一般シビリアンの活動といふものとは不可分性を持つておる、密着性を持つておるといふような観点に着目をしていまして、そういう防衛庁のシビリアンの特殊性といふものをわれわれとしては考へていきたいといふことからいまして、ただいまお話のようにな給う上ではやや一般職と異なつたような点が出てきておると思ひます。

しかしただいま大蔵省からお話ございましたように、これらの点につきましましては、なるべく一般職と似ておるような点につきましましては同じような取扱ひをするといふことは適当なことであると思ひますので、そういう点につきましまして

は、なお将来の問題として研究をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○受田委員 防衛庁職員給与法では、参事官等の俸給表が附則別表の中に入つておるのですが、今回の改正案にも読みかへ表がついておりますけれども、これを見ましても、一般職よりも相当高いところに基準を置いておる。ところが参事官になつておる人の実態を調べてみると、大蔵省から行かれたり運輸省から行かれたり、また一年か二年おられるとよそへ行かれる、こういうことになつて、事実上一般職と同じような立場の勤務をされることになつておるのです。山本さんも間もなく他の役所の適当なポストに栄転されるであらうと思ひます。そうなるものと別

に防衛庁におられるからといふので、特別職で特別待遇すべき性質のものじゃない。今何か内局の参事官など特別勤務があると言われたのですが、一体演習のときなど一年のうちにはどのくらい勤務があるのでしょうか、特別勤務といふこと。

○山本(幸)政府委員 内局といふところは、御承知のように基本的な問題をいろいろやつていくのではありますけれども、しかしいゝゆる御承知の政治優先、シビリアン・コントロールという建前からいまして、ただいま三幕僚監督部といふものと内局との関係といふものは、非常に密接に仕事をしておるものではない。三幕の勤務状況といふものと内局の勤務状況といふものは、全く不可分の関係にあるわけでありまして。現実には演習があるからすぐどこかうといふ問題はないかと思ひます。しかし防衛庁の建前と

いたしましては、やはり行動時の勤務態度といふことが最も中核中心になるべき問題でありまして、法律の上におきましても常時勤務態度といふものを強調しておりますもの、そういう観点から出たものであらうと思ひます。あまり現実の問題としてはすぐにはないにいたしまして、その点が最も中核中心になるべき問題である。そういう点に着目をしていいたしたものであらうと考えております。

○受田委員 たゞは防衛庁の参事官が超過勤務時間が相当長いということになるならば、大蔵省が予算案の検討をするときには昼夜を分たず勤務する場合がある。そういうことになると、まれにそういうことがあるといふのをまたにして、特別職の俸給表を別に作るのだといふことは問題がある。ことに参事官になれば管理職手当といふものを出せばよい。管理職手当といふものを一般職と同じような比率で出す。また演習その他の場合に特別な任務を持つておるといふことがあるならば、そういう特殊勤務手当といふものを別にちよつと考慮するといふことにすれば、一般職との誤解がなくて済むと思ひます。何か特別職で別の牙城を確保したような印象を与えておられますので、そこに防衛庁そのものが大衆に親しめなくなる。同じ防衛庁の管内の調達庁といふ役所がある。この調達庁の役所の職員は一般職と同じ形にしてあるかどうか、ちよつとお答えを願ひたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 調達庁は全く一般職と同じようにやつております。

○受田委員 そうしますと調達庁の職員もこれは同じ防衛庁の中に入つてい

る職員である。防衛庁の外局になつてゐる。そういう関係からいつたら、防衛庁の内局の高級幹部を一般職と区別する理由がなくなつてしまふ。むしろこの際英断をもつて防衛庁の特別的な色どりをなくして、国民に親しまれる防衛庁の職員としていくならば全く一般職と同じ俸給表を作つて、万一特別勤務の必要がある場合には、演習等の場合の特別の旅費規程等を設けて手当を出す、こういうふうになされるならば、人事の交流をされるにも大蔵省から防衛庁、防衛庁から運輸省、こういうふうによりに交流ができて、いつも俸給の格付が同じになつて、非常に給与政策と人事管理上便宜があるのじゃないかと思ひますが、英断をふるわれますか、いかがですか。

○山本(幸)政府委員 調達庁の職員と防衛庁本庁に勤務する職員との間には、やはり勤務上の性質あるいは職務の内容が違ひまして、防衛庁本庁には行動時における緊急性といふものが非常にあります。しかし一方調達庁におきましては、これは一種の一般官庁とさう勤務態度をいたしましては違ひはなからう。先ほどからも申し上げましたように、防衛庁の職員の人事管理上は一体性といふことをやはり一つは考へていかなければならぬ。それからまた人事交流といふことを大いに考へなければならぬといふお話をいたしますけれども、防衛庁といたしましては将来はやはり防衛庁でずっとやるといふ人をこしらえていかなければならぬといふこともあるかと思ひます。かたがた全体の防衛庁職員の大勢を占める自衛官の特殊性といふものも、ある程度一体的な人事管理といふことで同じような

取扱いを他のシビリアンについてもして、シビリアン・コントロールというものの実を上げていくということではない、かように現在では考えておる次第でございます。しかし先ほども申し上げましたように、御指摘のごとく一般職と同じような勤務態様というものの限度においては、なるべく一般職と同じような考え方をしていくということとはもちろんのことであると思っております。将来にわたりますはこの点についても研究していきたい、かように考えております。

○受田委員 大蔵省としてまだほかの役所で——ここで私今まで二回ほど指摘したことがあるのですが、法務委員会で問題になっている裁判所の裁判官と検察官ですね。この職能にある人が法務省の管理職に就任した場合に、特別の措置として前の判事や検事の俸給をそのまま生かして特別の給与をもらっている、こういうことがあるのですが、やはりこの給与上の承認は大蔵省がなさるのですか。どうなっているのでしょうか。

○岸本政府委員 検事、判事が一般の職務を担当いたしました場合にも、なおかつ検事、判事の俸給を受ける。これはたしか法制上の根拠があったと思えます。それに基きまして予算も、積算いたしております。従いまして検事の身分を持つている者については検事の俸給を受ける。その方がかりに一般職を担当していれば、その一般職のポストには予算をつけない、こういうふうな使い分けをして計上いたしております。

○受田委員 その使い分けが間違いないですか。一般職の仕事をして

いる者に、検事や判事の給与を充てるというのが間違いだ。一般職は一般職の給与を支給すべきじゃないでしょうか。

○岸本政府委員 御指摘の通り純粋に職務給という観点から申しますとさように相なると存じますが、ただ現実には人事交流という観点からいまして、非常に高い判検事の俸給を受けている方が、ある程度低いところへ行くという事は、また人事の都合がつかない面もございます。そうした点を考慮して、現在俗務当て判といふものが認められておるのでございます。それは給与の面から申しますとたしかさうでございます。別途給与の一つの前提条件になる人事管理という面から申しますと、これはまた若干の理由はある。さしあたりは法制上の根拠はございますし、それを是認いたしております。

○受田委員 そのような問題は至るところにござつておるのです。そこで各省の間に連絡調整をはかり、次官会議をやり、閣議決定をやり、法律案を出す、こういうことになるようにですが、それぞれの役所で主張することに閣議が負けておるのではないですか。閣議はもつと高い観点から、給与体系を国の立場から一本にしなければいかぬ。特別職を特に優遇する措置をとるとかいう形になれば、一般職の間に不満も起るわけです。しかし一般職には人事院というつばな管理機関があるのです。そういう立場で考えて、そこに責任のある給与体系の統一の強化をはかる機関が要るわけです。その要るの、やはり人事院がでなければ、公務員局がでなければということになって、現在もそれはできるはずじゃ

ないですか。その連絡調整をとる責任者として、総理府にそのおせん立てをする責任がある。閣議などの場合においても、総務長官から強力に発言して、給与の体系を一本化するような努力をしてもらわなければならぬ、そういうことは総務長官の権限ではありませんか。

○佐藤(朝)政府委員 お話の通り特別職、一般職、いろいろ給与の不均衡の問題につきまして、是正すべき点はあるかと存じます。それをいろいろ研究いたします組織も必要だと思いますが、現在の組織におきましても、そういうことが全然不可能だということでは決してございせんので、そういう点につきましても努力しておるつもりでございます。

○受田委員 どういうふうに努力されておるか。たとえば防衛庁の場合、それから今度の検察官の俸給の場合、どのように総理府は努力されたかを伺いたい。

○佐藤(朝)政府委員 そういう点につきましては、次官会議に出ますときに、各省の意見の不一致がございまして、内閣におきましていろいろその調整に努めるかと思ひますが、今回の場合その点はなかつたものと私は承知しております。

○受田委員 佐藤さん、各省の間に意見の不一致がなければ連絡調整の必要がないということ、これは、ちよつと責任ののたれだと思ひます。これはちよつと変だと思ひます。あなたの方から、これはどうだということを言ひ出してもらわなければいかぬ。そういうことを燃つておられる。問題がなければでき上つたものだということになつたので

は、これは大へんだ。連絡調整にならぬ。ちよつと行き過ぎだとかへこんでおるとか、直接発言をしてその連絡調整に当らなければならぬ。いかがでしよう。

○佐藤(朝)政府委員 お話もございしますが、特別職の給与に関する事項は第二次的に現在大蔵省が所管しておりますので、大蔵省の意見を尊重して調整に努めるべきだと思ひます。

○受田委員 それでは大蔵省の一つ、非常に精勵働しておられるあなたは大へんお気の毒ですが……。私は岸本さんの御努力には非常に敬意を払いますけれども、現実は大蔵省の最終責任というところになつておる。つまり各省の給与の乱れは大蔵省が最終責任を負わなければいかぬというふうな、今総務副長官の話なのです。それで、さう心得てよろしくございませうか。それから質問します。

○岸本政府委員 大蔵省の所管事項といたしましては、給与制度本来の問題といたしましては、御提案申し上げておられます特別職職員の給与に関する法律、それだけでございまして。あとは財源問題としていろいろ御相談を受けるとか、一般給与の体系だとか、こういう建前であります。もちろん第二次的には、特別職の給与制度を一般的に管理するといふようなことが設置法にございまして、これは防衛庁の職員の給与、あるいは裁判官の報酬等は、一応御相談にはあつたか。しかし直接的責任、内容にわたつてすべてを、何と申しますか、微に入り細をうがつて大蔵省がきめるといふ性質のものでございせん。これは一般職あるいは他の特別職というものの実質

的な均衡を失しない程度において統一をはかつていく、こういう立場にあるわけでございます。

○受田委員 私はここに大事な役割を果たすのは人事院だと思ひます。人事院は一般職という基本的な公務員の制度や給与制度の上に立つたお役所なのでございまして、この人事院のきめられた一般職の俸給表というものを、他の特別職は常に基準にしなければならぬことが、それぞれの給与の基準法に出てくる。ところがその一般職の給与をあまり尊重しないで、勝手なことをやられるところに問題があるのであります。防衛庁にお聞きしますが、また大蔵省の特別職の給与の方でも、人事院に二応こつという俸給表をきめてやつてみたいと思ひますがどうだろうかというところをお伺ひしたことがあるのか。人事院に相談なしにびしつときめるとか、給与政策上の問題として人事院に御意見を伺うという手続を踏んできめるものか、それぞれお二方から御答弁を願ひます。

○山本(幸)政府委員 防衛庁は特別職でありますから、これは大蔵省と相談をしてきめたい。

○岸本政府委員 大蔵省の所管いたしております特別職の法律は、これは人事院と正式に打ち合せる立場にはないわけでありまして、大蔵省独自でやつておるわけです。ただ最後は、あちこち持ち回つたようなことを申し上げて恐縮でございますが、政府内部で人事院の立場というものを一応正式に部外に代表していただくの公務員制度調査室がございまして、公務員制度調査室の方にいろいろわれわれの法案を

円のズレがあるので、三千円の

賃上げ要求をしておるような状態なんです。そういうときに、今ごろ法律案が出るというのがそもそ問題である。即時実施ということになるべく近づくならば、去年の八月からでも、九月からでも、十月からでも、あるいはさかのぼって去年の四月から実施するという方法も、実態に即するといふ意味ならばある。これは政府に聞かなければなりません。政府の方としては、勧告した直後に法案を出す、なるべく民間給与の実態に近づける努力をしようといふことになれば、そういう道がなかったか、人事院は四月にさかのぼって実施するといふ措置をとる道がなかったか、御両所の御答弁を願います。

○瀧本政府委員 調査いたしました結果、人事院としては勧告するわけでございしますが、やはりこういう問題を週及していたすといふことは、非常にむずかしいであろうと考える次第であります。また給与の状況というものは、将来にわたって上る一方といふことを想定しますものもいかかと考えます。そういうふうないろいろな状況が今後考えられるのでありますが、やはり調査しましたときの時点におきまして、なるべく早く実現できますように人事院としては勧告する以外にない、かように考えております。

○佐藤(朝)政府委員 政府といたしましても、人事院の勧告がありましてから、できるだけ早く実施したいと考えまして、昨年の十二月の期末手当の増額を昨年の国会で御賛成を得まして実施いたし、今回初任給の引き上げと六月の期末手当の増額を提案した次第でございます。政府といたしまして、で

きるだけ早くやりたいという気持ちでやつたわけでございします。

○受田委員 できるだけ早くやつたのが今年ですね。来年のことを言うといふのが笑うというが、去年のことを言うといふのも笑うのじやないかと思ふのです。事は済んでおるのです。従つて去年勧告されたのを今ごろになつてやるといふのは、ちよつと時期が——気が抜けたビルだ。そのようなことでは、これをもらひ公務員も感激がない。なるべく人間は感激のあるうちに、特にはつきりしたものを示すといふことが必要なんだ。そういう意味から、政府の政策は常におくれを来たしておる。これは非常に問題だと思ふのです。これは一つ政府よ、何とかならぬものですか。今後この問題についてどうもエンカの抜けたお茶をかんんだり、気の抜けたビールを飲んだりするような法案の審査になつてきてしまつた、残念なことです。人事院は早くといつておる。この早くの解釈がいつも翌年になつておる。副長官御答弁願います。

○佐藤(朝)政府委員 ただいまお尋ねでございましたが、政府といたしまして、先ほどお答えいたしました通り、できるだけ早く実施したいと思つてやつた次第でございまして、初任給の引き上げにつきましては、俸給表を改正しませんが、新年度から実施することにした次第でございします。

○受田委員 財政上の都合はありまじやうが、人事院としては、たとえ去年の四月に勧告をしたときに、七月一日にさかのぼつて即時実施といふような形に法案が出て、これは法律上は差しつかえないわけですね。

○瀧本政府委員 人事院はできるだけ早い機会に実現することを望んでおります。

○受田委員 副長官いかがです。人事院の御趣旨に沿うような法案の出し方、たとえば今から去年の七月にさかのぼつて俸給を支払うといふふうに法案を修正されることは不可能かどうかといふことです。

○佐藤(朝)政府委員 それは先ほど申し上げましたように、いろいろ財政の都合もございしますし、さかのぼつて施行するといふことは困難だと思ひます。

○受田委員 困難といふことは、不可能ではないといふことでございします。か、御答弁願います。

○佐藤(朝)政府委員 お答えいたしました。それは不可能ではございしません。それは不可能ではございしません。が、財政の都合もございしますし、また公務員の給与の関係として、さかのぼつて増額するのはいろいろ困難を生じますので、公務員の給与のあり方としても好ましくないと考えます。

○受田委員 まだ予算案は衆議院を通らないわけですね。今から本会議があるようですが、まだこれからどうでもなります。ここで態度をささげれば、国会対策で話せばすぐばつぱつと間に合ふ。そういう御努力を今からされる御意思があるならば、これは幾らでも道があるのです。道は開くところを開かれています。現実においては努力するしかないかの御答弁を願ひたい。

○佐藤(朝)政府委員 昨年からのさかのぼりますと、相当の額を要しますので、今ここで予算を修正してやるといふことは、われわれから申し上げることではなくて、国会の御審議に仰ぎたいと思ひます。

○受田委員 本会議は三時からのようでございますから、もう一つ二つお尋ねして終了します。もう一つ人事院の方にお尋ねしますが、あなたの方の民間の実態調査の中で、三十日以上雇用契約を持つ臨時職員のような立場の人を、常勤の労働者の形で計算をしておられるかどうか。これは一般公務員の方との関係があるので、もう一度確認をしておきたいと思ふのです。つまり一カ月以上にあたる臨時的な立場で雇用された人の給与といふものを、民間給与の平均の中で対象にしておるかどうか。

○瀧本政府委員 人事院は常時勤務いたしました者を調査の対象としたことにしております。しかしながら非常に数多い調査でございしますので、たまたまはそういうものがまじつて入つてくるものを防ぐことができないような事情があるかもしれません。建前といたしましては、常時勤務いたしました者を調査いたしますことが建前でございします。

○受田委員 そうしますと臨時的な雇用関係の人は除外していくという形になるのが建前、かように了解してよろしうございしますね。

○瀧本政府委員 その通りでございします。

○受田委員 それは次の機会にもう一度掘り下げたいと思ひますが、もう一つ、あなたの方から出された民間の給与の実態調査の中に、全規模のものと五百人以上のものとがあるわけですね。たとえば部長級以上になると五百人以上のもの、ところから例をとつておられるわけですね。そのほかのものは、以下の方はみな全規模です。これは勧告

の第三表、公務員の職務の等級別にみた民間給与の俸給相当額のところに出ておる。部長の方は五百人以上のところを求めて八万幾らという数字が出ておるわけですね。それでしよう。この五百人以上といふところは、大企業ですが、大企業からだけ部長の相当額の俸給を求めておるわけでございます。これはどうしたことでございしますようか。

○瀧本政府委員 今御指摘のわれわれの報告の第三表の問題でございしますが、第三表は、大体におきまして職務と責任の程度が公務員のそれと職務と局長といふような職務と責任の程度と比肩し得るものをここに持つて参つておるのでございします。御指摘のように五百人以下のところにも製造部長等はございしますけれども、そういう方々の給与はやはり低いのでございまして、また職務と責任の程度も、これを公務の場合における二等級の局長といふようなものと比較いたしますことは適當でないでございします。その意味におきまして大体公務と比較いたしますと、職務と責任の程度が同等でありまして、それとわかれが判断いたします五百人以上の事業場におきまして部長あるいは工場長、こういうようなものをもつてここに比較しておる次第でございします。

○受田委員 これははなはだ大事な問題ですが、部長以上になれば五百人以上の大企業を対象にして、下の方は全規模といふことになる、官庁にしても、みな何万といふ大きな官庁ですから、五十人から九十九人の間を対象にしては困るわけですね。たとえば五百人以上の大企業の給与を下から上

○愛田委員　そこが問題なんです。全規模というのは五十人から九十九人までも含むし、また四百九十九人までも含んでおる。全部を含んでおる。五百人以上というのは五百人以下のものは含んでいないのです。従つて全部を含んだ計算と五百人以上の計算と同じ系列の中に入れておるところに問題があるわけです。これを全部五百人以上の規模で計算するなら、部長も五百人以上、一番下の新入社員も五百人以上、新しく採用の公務員も、それから部長、局長も五百人以上、こういうのを同じに

○受田委員 これは問題が非常に多いですからやめますが、それははなはだずさんな調査です。これでは身勝手な調査というものです。下の方は低いものを入れて、上の方は大きいものだけを計算する、そしてそれを一つの系列の中に入れるというこの調査の仕方の問題がある。一応筋が通った給与体系ができ、給与課長とか人事部長とかそろった企業ものを標準にするならいいが、五十人から百人のところは全く無統制なところが多いですし、それをこいうい基本体系の計算の中に入れると

午後三時二分散會

内閣委員会議録第十号中正誤

へ
段
行
誤

一うるのは、うのは、

二 一 三 祖雜 粗雜

旅客航の旅客航空の

サ
ト
ヒ
フ

昭和三十四年三月五日印刷

昭和三十四年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局